

平成30年3月30日

土地・建設産業局不動産課

「賃貸住宅標準管理委託契約書」を策定しました

～賃貸住宅管理の適正化に向けて～

国土交通省では、賃貸住宅管理業者登録制度の規定を踏まえた「賃貸住宅標準管理委託契約書」を策定しました。

○背景

貸主が賃貸住宅管理業者に対し、アパート等の賃貸住宅一棟全体について管理を委託する場合の標準契約書としては、宅地建物取引業者が賃貸住宅の代理と併せて管理を行う場合の「住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書」が平成6年に作成されて以降、その後の状況の変化に対応した改正が行われておらず、当該契約書の見直しが必要でした。

○見直しのポイント

平成23年に施行した賃貸住宅管理業者登録制度との整合を図るとともに、賃貸住宅の代理と併せて管理を行う実態が少なく、かつ、代理に関しては、別途「住宅の標準賃貸借代理契約書」があることから、今般の見直しでは「住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書」から代理の業務を除いた上で、新たに賃貸住宅管理業の標準契約書を策定しました。

○資料

【別添1】賃貸住宅標準管理委託契約書の概要

【別添2】賃貸住宅標準管理委託契約書

お問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 佐藤、小澤
電話：03-5253-8111（内線：25-131、25-133）

FAX：03-5253-1557